

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月18日
【会社名】	スパークス・グループ株式会社
【英訳名】	SPARX Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 修平
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー (注)本店は、平成24年5月1日付で、東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎から、上記場所に移転しました。
【電話番号】	(03)6711-9100(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 峰松 洋志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー
【電話番号】	(03)6711-9100(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 峰松 洋志
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

平成25年6月17日開催の当社第24回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成25年6月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

株主総会の開催時期を早めることを可能とするため、現行定款第11条（招集）の変更を行う。
 当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成25年5月10日開催の取締役会において、本年10月1日をもって1株を100株に分割するとともに1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、現行定款第5条（発行可能株式総数）の変更及び第7条（単元株式数）の新設を行う。この単元株制度の採用に伴い、単元未満株式についての権利を明確にするため、定款変更案第8条（単元未満株式についての権利）を新設する。なお当該定款変更案第8条の効力発生は、単元株制度の採用と同じ本年10月1日を予定している。

定款変更案第8条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条を変更する。
 その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰下げを行う。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、阿部修平氏、藤井幹雄氏、菱田哲也氏及び相澤利彦氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	1,306,562	2,936	-	（注）1．	可決（99.7%）
第2号議案				（注）2．	
阿部 修平	1,302,402	8,532	-		可決（99.3%）
藤井 幹雄	1,303,150	7,784	-		可決（99.4%）
菱田 哲也	1,302,702	8,232	-		可決（99.3%）
相澤 利彦	1,303,119	7,815	-		可決（99.4%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以上